

課外活動に関して

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年8月26日）

本学における課外活動制限に関して質問いたします。

本学では8月26日現在、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いレベル2（一）の活動制限が実施されています。「課外活動の自粛要請の限定的緩和について（第2版）」の（4）項によれば、レベル2（一）の活動制限化において全学公認団体には一定の条件下においてのみ課外活動の実施が許可され、これに違反した場合は活動停止を命じられる場合があるとのこと。この活動停止命令は学則におけるいずれの条項に則って発令されるのでしょうか。根拠となる条項をすべてお示し願います。

また全学公認団体ではない団体に対し活動停止命令が発令される可能性はあるでしょうか。ある場合はその根拠となり得る学則の条項をすべてお示しください。

お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2020年9月10日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

令和2年8月19日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について（第2版）」及び同日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第2版）」に違反した団体に対する活動停止命令は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための本学学生に対する安全配慮及び本学としての社会的責任の観点から、厚生補導として行うものです。このような理由から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要と認める場合は、非公認団体に対しても活動の停止を命ずることがあります。